

7. 税の減免

(1) 障害者の所得税（住民税）の控除

[身・知・精]

申告により、所得から控除することにより、課税対象額が低くなります。

なお、源泉徴収されている方は、勤務先での年末調整により控除することができます。

1 対象者

- ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人（全てが特別障害者）
- ②療育手帳をお持ちの方（A判定の方は特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障がい等級1級は特別障害者）
- ④身体障害者手帳をお持ちの方（1・2級の方は特別障害者）
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人（特別項症～第3項症は特別障害者）
- ⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人（すべてが特別障害者）
- ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人
- ⑧年齢が65歳以上でその障がいの程度が上記の①、②または④に準ずるものとして市長などの認定を受けている人

2 控除額

* 障害者控除

障がい者1名につき所得税：270,000円、住民税：260,000円

※ただし、特別障害者については所得税：400,000円、住民税：300,000円

* 同居の控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者の場合の配偶者控除・扶養控除

控除対象		控 除 額		お問い合わせ
		所得税	住民税	
一般（配偶者・扶養親族）		730,000	560,000	（所得税） 仙台国税局 電話相談センター または佐沼税務署 ☎0220-22-2501 （住民税） 登米市役所 税務課市民税係 ☎0220-22-2163
老人 扶養親族 (70歳以上)	配偶者	830,000	610,000	
	同居老親等（注①）	930,000	680,000	
	同居老親等以外	830,000	610,000	
特定扶養親族（注②）		980,000	680,000	

注①…「同居老親等」とは老人扶養親族のうち居住者またはその配偶者の直系尊属で、かつ常に同居している方

注②…「特定扶養親族」とは扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳未満の方



(2) 自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の減免

[身・知・精]

自動車税・軽自動車税及び自動車取得税は次の要件を満たしている場合、申請により減免を受けることができます。なお、減免の対象となる障がいについては別表を参照願います。

1 該当要件

- ①身体障がい者等（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・戦傷病者）本人所有の自動車、身体障がい者等本人が運転する場合
- ②身体障がい者等本人所有の自動車を、生計を同一にし、同居（同一敷地内の別居を含む）する方が身体障がい者等の通院等のために運転する場合
 なお、知的障がい者、精神障がい者及び18歳未満の障がい児の場合は、生計を同一にし、同居（同一敷地内の別居も可）する家族が所有する自動車を、家族が運転する場合も該当します。
- ③障がい者のみの世帯で、障がい者本人所有の自動車を常時介護する方が障がい者の通院等のために運転する場合

*障がい者1名につき1台が減免の対象となります

2 申請窓口

- ①自動車税：宮城県東部県税事務所 登米地域事務所（旧登米県税事務所）
- ②軽自動車税：登米市税務課
- ③自動車取得税：宮城県仙台中央県税事務所扇町出張所

*①及び②の申請期限については、納期限の7日前までとなっております。

■家族の方又は常時介護する方が運転する場合は、『生計を同一にしている』または、『常時介護している』 証明書の交付申請を各総合支所市民課市民係で行ってください。

なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所に証明書の交付申請を行ってください。また、戦傷病者手帳をお持ちの方は、宮城県保健福祉部社会福祉課に証明書の交付申請を行ってください。

3 減免額の上限

自動車税：年額 45,000 円

自動車取得税：課税標準額 250 万円

*上限を超える場合には上限との差額を納付していただきます。また、グリーン化税制の適用を受ける自動車については、上記額が一定ではございませんのでご注意願います。



4 自動車税の月割減免

いつでも減免申請を受付し、申請の翌月以後の月数に応じ月割相当額を減免します。月割減免の対象となるのは自動車について納付義務がある場合に限られます。

((別表1))自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免となる障がい者

障がい区分	障がいの範囲	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級～4級	特別項症～4項症
聴覚障がい	2級～3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級～2級	特別項症～4項症
下肢不自由	1級～6級 (4級～6級は本人が運転する場合)	特別項症～6項症・1～3款症 (5・6項症、1～3款症は本人が運転する場合)
体幹機能障がい	1級～3級及び5級 (5級は本人が運転する場合)	

乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	①上肢機能・・・1級～2級 ②移動機能・・・1級～6級 (4級～6級は本人が運転する場合)	
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・肝臓機能障がい	1級及び3級	特別項症～3項症
音声・言語機能障がい	3級	特別項症～2項症
免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	特別項症～3項症
知的障がい	療育手帳 A判定	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1級	

(3) 相続税の障害者控除

[身・知・精]

相続人が85歳に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者のときは12万円）が控除されます。ご不明な点は仙台国税局電話相談センターまたは佐沼税務署までお問い合わせください。

(4) 少額貯蓄の利子の非課税

[身・知・精]

身体障害者手帳の交付を受けている方などはマル優（銀行などの預貯金、公社債など）・特別マル優（利付国債など）を一定の手続きを要件に利用することができます。詳しくは仙台国税局電話相談センターまたは佐沼税務署までお問い合わせください。

(5) 個人事業税の非課税

[身・知・精]

視覚に重度の障がい（失明または両眼の視力が0.06以下の方）のある方が、あんま・はりきゅう、その他の医業に類する事業を行なう場合は個人事業税が非課税となります。詳しくは宮城県東部県税事務所（☎0225-95-1446）までお問い合わせください。

